

2021年

【紋別市新型コロナ対策プレミアム付き商品券】  
取扱店募集要項

紋 別 市

(産業部商工労働課)

令和3年7月

## 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発出などの影響により縮小した市内消費の活性化と家計支援を目的とし、プレミアム付商品券を発行・販売する。

### 1. 商品券の概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 名 称    | 新型コロナ対策プレミアム付商品券  |
| (2) 発 行 者  | 紋別市   |
| (3) 商品券内容  | 1,000円券×13枚=1冊13,000円<br>「緑色券」(7,000円分)は参加店のすべてで使用可能<br>「黄色券」(6,000円分)は大型量販店、チェーン店以外でのみ使用可能   |
| (4) 販 売 額  | 1冊10,000円   |
| (5) 購入対象者  | ①令和3年8月1日現在の世帯主<br>②令和3年8月2日から令和3年11月30日までの転入者  |
| (6) 使用期間   | 令和3年9月1日(水)から令和4年1月31日(月)まで   |
| (7) 販売場所   | ■令和3年9月1日(水)から9月30日(木)<br>1. 郵便局(本局) 平日 9:00~19:00<br>2. 郵便局(本町、北浜、大山、沼の上、渚滑、小向、上渚滑) 平日 9:00~17:00<br>3. 北見しんきん紋別支店 平日 9:00~15:00<br>4. 遠軽しんきん紋別支店 平日 9:00~11:30<br>12:30~15:00<br>5. イオン紋別店 平日・休日 9:00~21:00<br>6. シティ紋別店 平日・休日 9:00~21:00<br>■令和3年10月1日(金)から11月30日(火)<br>7. 紋別商工会議所 平日10:00~17:00 |
| (8) 購入限度   | 1世帯あたり10,000円×5冊  |
| (9) 使用可能店舗 | 本要項に基づき取扱店として登録した店舗   |
| (11) 手数料   | 取扱店登録に伴う登録手数料・換金手数料の負担はありません。   |

### 2. 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) 商品券の転売、譲渡及び換金を行なうことはできません。
- (3) 商品券額面以下の使用の場合であっても、お釣りはお渡しできません。
- (4) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5) 有効期限を過ぎた商品券は受け取ることはできません。
- (6) 商品券の盗難・紛失・滅失、又は偽造・変造・模造に対して、発行者は責任を負いません。

### 3. 商品券の使用対象とならないもの

- (1) 出資又は金融商品
- (2) 債務の支払（振込手数料、電気料金、ガス料金等）
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (5) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票
- (6) スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券
- (7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等
- (8) 不動産に関わる支払い（土地又は家屋の購入、家賃、地代又は駐車場（一時預かりを除く。）の賃料等）
- (9) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限が令和4年1月31日を超えるもの
- (10) 現金との換金又は金融機関への預入れ
- (11) 電子マネーへの入金
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業において提供される役務
- (13) 特定の宗教・政治団体と関わるもの
- (14) 公序良俗に反するもの
- (15) 国や地方公共団体への支払い（税金、使用料等）
- (16) その他紋別市長が商品券の利用対象として適当と認めないもの

### 4. 取扱店登録資格等

紋別市内に事業所または店舗を有する事業者（以下、「店舗」という。）とし、市内の店舗に限り商品券を使用可能とすることができるものとします。

ただし、次の事業者を除きます。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る店舗
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている店舗
- ③上記3. 商品券の使用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取扱う店舗
- ④地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札またはせり売りにおいて、公正な執行を妨げたとき、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当する者及び刑法による強制執行行為妨害等もしくは贈賄、または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法に基づく公訴を提起されている者等
- ⑤役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他団体

にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- ⑥暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑦役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 5. 取扱店の責務等

(1) 次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①プレミアム付き商品券が使用可能な店舗であることが明確になるよう、市が配布する販売ツール(ポスター・取扱店一覧等)を使用者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- ②確認用として配布する商品券の見本は、取扱店で商品券を取扱うすべての方に周知して下さい。
- ③使用者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をして下さい。プレミアム付商品券は、偽造防止策をしています。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。
- ④商品券の使用制限を厳守して下さい。(大型店・チェーン店等では黄色い商品券は使用できません。)
- ⑤受け取った商品券は再流通させないで下さい。
- ⑥商品券の交換及び売買は行なわないで下さい。
- ⑦商品券を、商品及びサービス等の対価として使用せず、直接換金はしないで下さい。
- ⑧使用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

## 6. 申込について

(1) 申込方法

申し込みを希望される方は、この「募集要項」に同意の上、別添「取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、受付窓口としている紋別商工会議所へ郵送又は持参下さい。また、市内に複数の店舗を持つ事業所については、複数の店舗分の「取扱店登録申請書兼誓約書」等を提出して下さい。

(昨年度も参加店に登録し、今回も参加いただける場合で店名、振込先に変更がない場合は提出不要です。)

(2) 提出書類

- ①取扱店登録申請書兼誓約書(昨年も参加店となっており、今年も参加店となる場合で、店名、振込先に変更がない場合は除く)
- ②通帳のコピーなど換金代金の振込先の口座を確認できる書類

(3) 申込先

紋別商工会議所（〒094-0004 紋別市本町4丁目1番16号）

(4) 申込期間（第1次募集期間）

令和3年7月19日（月）から8月6日（金）まで（必着）

※申込期間以降も受け付けますが、消費者向けに周知する取扱店一覧など紙媒体への記載ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 取扱店の登録

取扱店として登録した者には、店頭に掲示していただくポスター・取扱店一覧を後日配布します。

## 7. 取扱店の取消し等

- (1) この募集要項に違反する行為が認められた場合、登録を取消すことがあります。また、違反行為による損害金が発生した場合、その損害金を請求することがあります。

## 8. 換金について

(1) 請求方法

請求は、商工会議所へ商品券を持参のうえ、請求して下さい。

(2) 支払い方法・時期

換金代金の支払いは、口座振込となります。現金での換金には応じかねますのでご了承ください。また、換金の時期についてはその都度受け付けることとし、受付日から5営業日以内に振り込みます。（予定）

(3) 換金請求期間

令和3年9月1日（水）から令和4年2月10日（木）まで  
（紋別商工会議所の営業日及び営業時間内とする。）

(4) 換金できない場合

大型店・チェーン店等が行う黄色い商品券の換金請求や、請求期限を過ぎての換金請求には応じられませんのでご注意ください。

## 9. その他留意事項

- (1) 「募集要項」に記載されていない事項については、別途協議します。  
(2) 取扱店情報（店舗名称、業種等）は、「紋別市プレミアム付商品券取扱店」一覧表、紋別市及び商工会議所のホームページなどにより広報します。

**【事業主体】**

紋別市

(産業部商工労働課)

〒094-8707

紋別市幸町2丁目1番18号

TEL: 0158-24-2111 (内線252)

FAX: 0158-24-6925

**【問合せ・申込先】**

紋別商工会議所

(紋別市新型コロナ対策プレミアム付商品券取扱店募集  
業務受付窓口)

〒094-0004

紋別市本町4丁目1番16号

TEL: 0158-23-1711

FAX: 0158-23-3611